

非課税所得まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

非課税所得まとめ

非課税所得とは、所得税が課されない所得です。社会政策等の理由から所得税法等で定められています。非課税所得に関する損失は、税務上なかったものとみなされます。

主な非課税所得

・給与関連

通勤手当:

公共交通機関利用の場合: 1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 月15万円）。

自動車・自転車等利用の場合（片道の通勤距離に応じた1か月当たりの非課税限度額、主な例）:

2km未満: 全額課税 2km以上10km未満: ¥4,200 10km以上15km未満: ¥7,100 15km以上25km未満: ¥12,900

25km以上35km未満: ¥18,700 35km以上45km未満: ¥24,400 45km以上55km未満: ¥28,000 55km以上: ¥31,600

出張旅費: 役員や従業員の出張における、通常の範囲内で必要と認められる旅費、宿泊費、日当等。

食事の現物支給: 役員や従業員が食事の価額の半分以上を負担し、かつ会社等の負担額が1か月当たり3,500円（消費税等抜）以下であること。両要件を満たさない場合は給与として課税。

非課税所得まとめ

主な非課税所得

・ 利子関連

勤労者財産形成貯蓄: 財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の利子等について、両方の貯蓄の元本合計550万円まで非課税。
(令和7年12月31日までに建築確認を受けた床面積40㎡以上50㎡未満の認定住宅等の新築等に係る費用の支払のための払出しも非課税対象)

障害者等の少額預金の利子等: マル優（少額預金非課税制度）および特別マル優（少額公債非課税制度）により、それぞれ元本350万円までの利子が非課税。

当座預金の利子: 年利1%を超えない部分。

・ 譲渡所得関連

生活用動産の譲渡所得: 家具、衣類、通勤用自動車など日常生活に通常必要な動産の譲渡による所得。ただし、貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税。

非課税所得まとめ

主な非課税所得

・その他

相続・遺贈・個人からの贈与: これらにより取得する金品は、相続税や贈与税の課税対象となるため、所得税は非課税。

保険給付金: 健康保険法、介護保険法等の規定に基づく保険給付（例: 出産育児一時金、傷病手当金、入院給付金など）。

宝くじ・スポーツ振興くじ（toto）: 当せん金付証票法およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づき、国内で発行されたものの当選金・払戻金は非課税。海外の宝くじ当選金は課税対象。

学術・文化関連: 文化功労者年金法の規定による年金、および財務大臣が指定する特定の学術奨励金等。